

花巻市職員の退職管理制度に関する手引

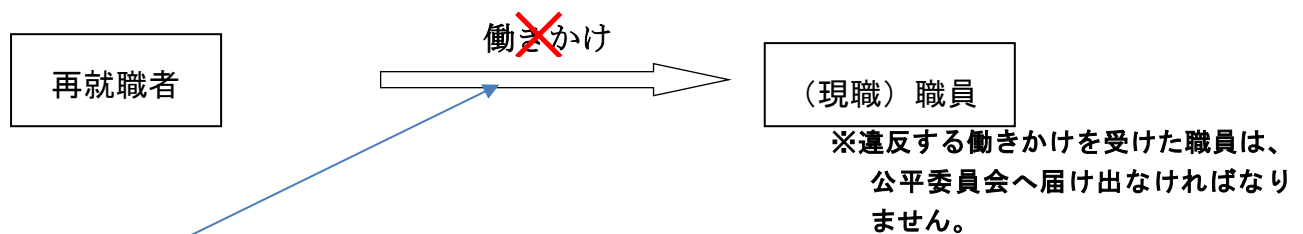
令和3年3月19日更新

平成28年4月の地方公務員法（以下「法」という。）の改正に伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、「花巻市職員の退職管理に関する条例（以下「条例」という。）」（平成28年4月1日施行）を制定しました。

1 再就職者による依頼等（働きかけ）の規制

【法第38条の2、条例第2条】

- ・再就職者は、離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されます。
※在職中のポストや職務内容により、禁止される働きかけの対象範囲は異なります。（下表参照）
- ・「働きかけ」とは、再就職者が、職員に対して、再就職先との間で締結される契約等事務について、職務上の行為をするよう（しないよう）に要求又は依頼することです。



【働きかけの例】

- ・再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること
- ・公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること
- ・再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼すること
- ・再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること など

● 禁止される働きかけ（次ページの図参照）

規制対象者	禁止される働きかけ	規制期間
① 全ての再就職者	離職前5年間の職務に属する契約等事務 【法第38条の2第1項】	2年間
② 課長級以上の職に就いていた再就職者	①の規制に加え、離職前5年より前に課長級以上に就いていたときの職務に属する契約等事務 【法第38条の2第4項、第8項】	
③ ①、②の規制に加え、再就職者が、在職中に自ら決定した（最終決裁権者となった）契約等事務への働きかけ	【法第38条の2第5項】	期間の定めなし

【用語について】

- * 再就職者 離職後、営利企業等に再就職した元職員
- * 営利企業等 営利企業及び営利企業以外の法人
※ただし、国、国際機関、地方公共団体、行政執行法人及び特定地方独立行政法人を除く。
- * 契約等事務 市と再就職先の営利企業等やその子法人との間で締結される売買、賃借、請負その他の契約に関する事務及び当該営利企業等やその子法人に対する処分（許認可、承認、決定等）に関する事務
- * 要求又は依頼 契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）を含む

●再就職者による働きかけが規制される職務の対象期間・禁止される期間

【定年退職の場合】

年齢	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
															定年退職				
Aさんの場合											働きかけ規制期間（10年間）					働きかけ禁止期間（2年間）			
	← 課長級以上 →										← 離職前5年間 →								
	係長	課長補佐	課長級			次長級			部長級			禁止期間（2年間）							
Bさんの場合						働きかけ規制期間（8年間）					働きかけ禁止期間（2年間）								
	← 課長級以上 →					← 離職前5年間 →													
	係長	課長補佐	課長								禁止期間（2年間）								
cさんの場合											働きかけ規制期間（5年間）					働きかけ禁止期間（2年間）			
	← 課長級以上 →										← 離職前5年間 →								
	係長			課長補佐								禁止期間（2年間）							

【早期退職の場合】

年齢	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
															早期退職				
Dさんの場合											働きかけ規制期間（7年間）					働きかけ禁止期間（2年間）			
	← 課長級以上 →										← 離職前5年間 →								
	係長	課長補佐	課長			次長級			禁止期間(2年)										

【再任用職員を退職の場合】

年齢	47歳	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
															定年退職		再任用退職		
※管理職で退職し、再任用2年経験した場合 Eさんの場合											働きかけ規制期間（12年間）					働きかけ禁止期間（2年間）			
	← 課長級以上 →										← 離職前5年間 →								
	係長	課長補佐	課長			次長級			部長級			再任用（2年）	禁止期間(2年間)						

は、働きかけが規制される職務の対象の期間

（離職前5年間。ただし、離職前5年よりも前に課長級以上の職に就いていた場合は、職務の期間も含む。）

は、働きかけが禁止される期間。

（離職後2年間。ただし、自ら決定（最終決裁者）した業務等については期間の定めなし。）

● 禁止されない働きかけ 【法第 38 条の 2 第 6 項】

① 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を遂行するため必要な場合

【例】市から委託された業務の実施に必要な公開されていない情報の提供を求める場合

② 法令、国等との契約、行政処分に基づく権利の行使又は義務の履行の場合

【例】契約に基づき市が代金の支払義務を負っている場合にそれを要求するような場合
法令違反の事案を発見した場合に取締りを求めるような場合

③ 法令に基づく申請・届出を行う場合

【例】法令に基づく事業免許の申請を行う場合

④ 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合

【例】一般競争入札の入札会場において入札に参加する場合

⑤ 法令又は慣行により公開（が予定）されている情報の提供を求める場合

【例】一般に公にされている又は公にされることが予定されている情報に関して単に質問を行う場合

⑥ 公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者の承認を得た場合

【例】電気、ガス又は水道水の供給や日本放送協会による放送の役務の給付に関するもののほか、その他職員の裁量の余地が少ないものを要求又は依頼する場合

⇒ 再就職者による依頼等の承認申請書（様式第 1 号） 人事課に提出願います

2 再就職情報の届出 【法第 38 条の 6、条例第 3 条】

- ・ 営利企業等に再就職した元職員のうち、管理職以上であった職員に対して、離職後 2 年間、再就職に関する情報の届出を義務付けるものです。
- ・ 再就職の情報は、毎年公表します。

○再就職情報の届出の概要

対象者	管理職以上の職に就いていた職員 (部長級職員、次長級職員、課長級職員)
届出が必要な場合	・ 営利企業の地位に就いた場合 ・ 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。） ※離職後 2 年間、再就職の都度、速やかに届出
届出が不必要な場合	・ 花巻市の職員になった場合（再任用職員、特別職非常勤職員、会計年度任用職員、市議会議員等） ・ 日雇いの場合（任期を 1 日とし、これが日々更新されることにより雇用される者の場合） ・ 任命権者の要請に応じて地方公務員等となった場合
届出事項	氏名、離職時の職、離職日、再就職日、再就職先の名称・業務内容・地位等
届出書類	元職員再就職届出書（様式第 2 号）
届出先	退職時に所属していた任命権者（人事課）

3 罰則

【法第 60 条、第 64 条】

◆再就職者に関するもの

規制違反の内容	制裁措置	根拠
再就職者が現職職員に対して、働きかけをした場合 (不正な行為をするように働きかけした場合は下記)	10 万以下の過料	法第 64 条
再就職者が現職職員に対して、不正な行為をするよう、又は相当の行為をしないように働きかけた場合 【不正な行為の例】 ・許可基準を満たしていないにもかかわらず、許可を出すよう要求 ・随意契約とすることが認められない案件を随意契約として契約するよう要求	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	法第 64 条第 4~7 号

◆現職職員に関するもの

規制違反の内容	制裁措置	根拠
職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金	法第 60 条第 8 号
職務上不正な行為をすること等又は他の職員に不正な行為をするように要求したことなどの見返りとして、営利企業等の地位に就くことを要求等した場合	3 年以下の懲役	法第 63 条

4 Q & A

Q 1. 「営利企業等」とは。

A 1. 営利企業に加えて、非営利法人（国、地方公共団体等を除く。）のことをいいます。このため、公益法人、NPO 法人等も含まれます。

Q 2. 「子法人」とは。

A 2. 営利企業等が株主等の議決権の過半する保有する法人のことです。

Q 3. 働きかけ規制の対象となる「職員」であった者とはどのような職員ですか。

A 3. 一般職に属する職員であった者です。特別職である非常勤職員や市長、副市長などは含まれません。

Q 4. 「再就職者」には、非常勤職員であった者も含まれますか。

A 4. 「働きかけ」が禁止される「再就職者」については、特別職非常勤職員、会計年度任用職員、条件付採用期間中の職員であった者は除かれます。
一方、再任用職員、任期付職員であったものは含まれます。

Q 5. 「再任用職員」であった者は、働きかけ規制の対象職員ですか。

A 5. 再任用職員（短時間勤務職員を含む。）であった者も働きかけ規制の対象になります。

Q 6. 「働きかけ」が禁止されるのは、営利企業に再就職した場合だけですか。

A 6. 営利企業に限りません。国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人、地方独立行政法人を除く、すべての法人への再就職者が「働きかけ」が禁止の対象となります。

Q 7. 「契約等事務」とは。

A 7. ①再就職者が在籍している営利企業等と市との間で締結される契約
②営利企業等に対する処分に関する事務
のことをいいます。

Q 8. 「処分」とは。

A 8. 行政手続法第2条第2項に規定する処分であり、行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為のことです。

Q 9. 「要求又は依頼」とは。

A 9. 契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象になります。
なお、働きかけの内容が、不正か否かは問いません。

Q 10. 契約や処分に関する働きかけであれば、不正な行為を求めるものでない働きかけでも禁止されるのですか。

A 10. 働きかけの規制は、再就職者が現職職員に対し、一定の影響力を有していると考えられることを理由に、本来、民間人の自由な営業活動であるはずの要求又は依頼を一律に禁止するものです。
不正な行為を求めるものでなくても、契約や処分に関する働きかけは禁止されています。

Q 11. どのような行為が禁止される「働きかけ」に当たりますか。

A 11. 働きかけに当たるか否かは、要求や依頼の内容等を含め、個別に判断する必要があると考えられます。

【禁止される「働きかけ」の例】

※再就職した元職員が在職していた時の職務に属するものであることが前提

- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること
 - ・ 随意契約とすることが認められない案件を、随意契約とするよう要求
 - ・ 完了検査について、基準を満たさないにもかかわらず認めるよう要求
 - ・ 再就職先の得意とする入札方法になるよう要求

- 再就職先企業との契約締結を要求、依頼すること
 - ・ 仕様書案を携え、委託契約締結を検討するよう依頼
 - ・ 出版社に再就職した者が、各学校における副教材の購入を依頼

- 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること
 - ・ 今年度発注予定の公共工事の具体的な発注時期の情報提供を依頼
 - ・ 再就職先企業が落札できるよう、開札前の案件の情報を提供するよう依頼

- 処分・許認に関する要求、依頼すること
 - ・ 再就職先企業への処分を行わないよう、又は処分を甘くするよう要求、依頼

- ・再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼
- ・許可基準を満たしていないにもかかわらず、許可をするよう要求、依頼
- ・再就職先への補助金の交付を要求、依頼
- ・本来公文書公開請求で依頼すべきものを、その手続きなしで提供するよう要求、依頼

Q12. 花巻市との間で、既に再就職先の営利企業等が締結した契約に基づき代金の支払いを請求したり、花巻市から委託を受けている調査事務について打ち合わせをすることなども禁止ですか。

A12. 禁止ではありません。再就職者による働きかけ規制については、前記の「禁止されない働きかけ」を参照ください。

Q13. 名刺の配布や着任・退任・年末年始の挨拶等も禁止されるのですか。

A13. これらの行為は一般的には働きかけに当たらないと考えられます。

Q14. 再就職者から働きかけを受けた職員はどのようにすればいいですか。

A14. 公平委員会へ届け出る必要があります。
公平委員会事務局へ連絡し、公平委員会委員長宛てに届け出てください。

Q15. 禁止されない働きかけとして、「公務の公正性の確保に支障が生じない場合として任命権者の承認を得た場合」とありますが、任命権者から承認を得るにはどのようにすればよいですか。

A15. 「再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1号）」を任命権者へ提出し、承認を受ける必要があります。（様式は、花巻市ホームページからダウンロードできます。）

Q16. 在職していた職が廃止され他の執行機関へ事務が移管された場合、働きかけ規制の対象となる「執行機関の組織等の職員」とは何を指すのですか。

A16. 例えば、再就職者が離職前5年間に在職していた市長部局で就いていた職が廃止され、当該職に係る事務が教育委員会へ移管された場合については、当該教育委員会事務局等に属する職員となります。

Q17. 自らが決定した契約・処分の「自らが決定した」とはどのような場合ですか。

A17. 契約又は処分に関して、最終的な決裁者として決裁を行った場合（最終決裁権者）となっている場合のことです。

Q18. 営利企業等に再就職することは問題ないですか。

A18. 営利企業に再就職することは問題ありません。
ただし、現職職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合には、罰則があります。

Q19. 「再任用職員」であった者は、再就職情報の届出の対象職員ですか。

A19. 再任用職員（短時間勤務職員を含む。）となる前に、課長職以上の職に就いていた職員は、当該届出の対象職員になります。

Q20. 再就職について届け出た後、離職後2年以内に再就職先を退職した場合は届出が必要ですか。

A20. 再就職先を退職した場合についても、そのことを届け出る必要があります。
なお、その後に再度就職した場合には、届出が必要な期間内であればその再就職情報を届け出る必要があります。
また、再就職情報として届け出た内容に変更があった場合にも、届出が必要な期間内であればそのことを届け出る必要があります。

Q21. 届出書の様式（元職員再就職届出書（様式第2号））はどこにありますか。

A21. 人事課に用意しておりますが、花巻市ホームページからダウンロードできます。

Q22. 届け出なかった場合の罰則規定はありますか。

A22. 法第65条の規定において、届出義務に違反したものに対して10万円以下の過料を課すことを可能としていますが、本市においては規定を設けておりません。

Q23. 再就職情報は、どのように公表されますか。

A23. 各任命権者へ届出された前年度に退職した職員の再就職情報を市長が取りまとめ、毎年9月末頃に花巻市ホームページへ掲載し、公表することとしています。

年 月 日

任命権者 様

再就職者による依頼等の承認申請書

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第6項第6号の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は事実と相違ありません。

1 申請者

ふりがな 氏 名	生年月日（年齢） 年 月 日生（歳）
勤務先の名称	勤務先における地位・役職
連絡先 TEL（ ） FAX（ ）	
勤務先（営利企業等）の業務内容	

2 離職時および離職前の状況

離職日	年	月	日	離職時の職		
離職前5年間（※）の在職状況	所属・職	在職期間			職務内容	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	
		自	年	月	日	
		至	年	月	日	

※ 申請書が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求または依頼をする事項と勤務先（営利企業等）の契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）またはその子法人との契約に関する要求または依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）またはその子法人に対する処分に関する要求または依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求または依頼の対象となる職員

氏名（ふりがな）	
所属	職
職務内容	

5 要求または依頼の対象となる契約事務等の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガスまたは水道水の供給その他これらに類する継続的給付を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
職務の内容および職務に係る役職員の裁量の程度
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しないもの

6 要求または依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

年 月 日

花巻市長 様

住 所
氏 名
電話番号

印

元職員再就職届出書

花巻市職員の退職管理に関する条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 氏 名 ふりがな	
2 生 年 月 日	年 月 日生
3 離職時の所属および職	
4 離 職 日	
5 再 就 職 日	
6 再 就 職 先 の 名 称	
7 再就職先の業務内容	
8 再就職先における地位	